

基発 0224 第2号 令和4年2月 24 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年2月24日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号)及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第25号)により、労働災害を防止するために注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大、職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大、名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加に係る改正を行ったところです。本改正につきましては令和5年4月1日から施行(一部令和6年4月1日から施行)することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

- アクリル酸エステル工業会 押出成形セメント板協会 板硝子協会
- 一般財団法人FA財団
- 一般財団法人エンジニアリング協会
- 一般財団法人化学物質評価研究機構
- 一般財団法人建設業振興基金
- 一般財団法人首都高速道路協会
- 一般財団法人製造科学技術センター
- 一般財団法人石炭エネルギーセンター
- 一般財団法人先端加工機械技術振興協会
- 一般財団法人大日本蚕糸会
- 一般財団法人日本カメラ財団
- 一般財団法人日本軸受検査協会
- 一般財団法人日本船舶技術研究協会
- 一般財団法人日本陶業連盟
- 一般財団法人日本皮革研究所
- 一般財団法人日本溶接技術センター
- 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
- 一般財団法人マイクロマシンセンター
- 一般社団法人日本在外企業協会
- 一般社団法人アルコール協会
- 一般社団法人海洋水産システム協会
- 一般社団法人仮設工業会
- 一般社団法人家庭電気文化会
- 一般社団法人カメラ映像機器工業会
- 一般社団法人火力原子力発電技術協会
- 一般社団法人強化プラスチック協会
- 一般社団法人軽仮設リース業協会
- 一般社団法人軽金属製品協会
- 一般社団法人建設産業専門団体連合会
- 一般社団法人合板仮設材安全技術協会
- 一般社団法人コンクリートポール・パイル 協会
- 一般社団法人色材協会
- 一般社団法人自転車協会
- 一般社団法人住宅生産団体連合会
- 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
- 一般社団法人潤滑油協会
- 一般社団法人新金属協会
- 一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- 一般社団法人全国LPガス協会

- 一般社団法人全国クレーン建設業協会
- 一般社団法人全国警備業協会
- 一般社団法人全国建設業協会
- 一般社団法人全国建築コンクリートブロッ ク工業会
- 一般社団法人全国石油協会
- 一般社団法人全国中小建設業協会
- 一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
- 一般社団法人全国中小貿易業連盟
- 一般社団法人全国鐵構工業協会
- 一般社団法人全国登録教習機関協会
- 一般社団法人全国防水工事業協会
- 一般社団法人全国木質セメント板工業会
- 一般社団法人全日本建築士会
- 一般社団法人全日本航空事業連合会
- 一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ 協会
- 一般社団法人送電線建設技術研究会
- 一般社団法人ソーラーシステム振興協会
- 一般社団法人大日本水産会
- 一般社団法人電気協同研究会
- 一般社団法人電気設備学会
- 一般社団法人電気通信協会
- 一般社団法人電子情報技術産業協会
- 一般社団法人電池工業会
- 一般社団法人電力土木技術協会
- 一般社団法人日本電設工業協会
- 一般社団法人日本アスファルト合材協会
- 一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
- 一般社団法人日本アミューズメント産業協会
- 一般社団法人日本アルミニウム協会
- 一般社団法人日本アルミニウム合金協会
- 一般社団法人日本医療機器工業会
- 一般社団法人日本医療機器産業連合会
- 一般社団法人日本医療法人協会
- 一般社団法人日本印刷産業機械工業会
- 一般社団法人日本印刷産業連合会
- 一般社団法人日本エアゾール協会
- 一般社団法人日本エルピーガスプラント協 会

- 一般社団法人日本エレベータ協会
- 一般社団法人日本オーディオ協会
- 一般社団法人日本陸用内燃機関協会
- 一般社団法人日本オプトメカトロニクス協
- 一般社団法人日本音響材料協会
- 一般社団法人日本科学機器協会
- 一般社団法人日本化学工業協会
- 一般社団法人日本化学品輸出入協会
- 一般社団法人日本化学物質安全・情報セン ター
- 一般社団法人日本ガス協会
- 一般社団法人日本画像医療システム工業会
- 一般社団法人日本金型工業会
- 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
- 一般社団法人日本硝子製品工業会
- 一般社団法人日本機械工業連合会
- 一般社団法人日本機械設計工業会
- 一般社団法人日本機械土工協会
- 一般社団法人日本基礎建設協会
- 一般社団法人日本絹人繊織物工業会
- 一般社団法人日本金属プレス工業協会
- 一般社団法人日本金属屋根協会
- 一般社団法人日本空調衛生工事業協会
- 一般社団法人日本グラフィックサービス工 業会
- 一般社団法人日本クレーン協会
- 一般社団法人日本くん蒸技術協会
- 一般社団法人日本経済団体連合会
- 一般社団法人日本計量機器工業連合会
- 一般社団法人日本毛皮協会
- 一般社団法人日本建材·住宅設備産業協会
- 一般社団法人日本建設機械工業会
- 一般社団法人日本建設機械施工協会
- 一般社団法人日本建設機械レンタル協会
- 一般社団法人日本建設業連合会
- 一般社団法人日本建築材料協会
- 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- 一般社団法人日本建築板金協会
- 一般社団法人日本港運協会
- 一般社団法人日本工業炉協会
- 一般社団法人日本航空宇宙工業会
- 一般社団法人日本工作機械工業会

- 一般社団法人日本工作機器工業会
- 一般社団法人日本合成樹脂技術協会
- 一般社団法人日本コミュニティーガス協会
- 一般社団法人日本ゴム工業会
- 一般社団法人日本サッシ協会
- 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本産業車両協会
- 一般社団法人日本自動車機械器具工業会
- 一般社団法人日本自動車機械工具協会
- 一般社団法人日本自動車工業会
- 一般社団法人日本自動車車体工業会
- 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
- 一般社団法人日本自動車タイヤ協会
- 一般社団法人日本自動車部品工業会
- 一般社団法人日本自動認識システム協会
- 一般社団法人日本自動販売システム機械工 業会
- 一般社団法人日本試薬協会
- 一般社団法人日本写真映像用品工業会
- 一般社団法人日本砂利協会
- 一般社団法人日本照明工業会
- 一般社団法人日本食品機械工業会
- 一般社団法人日本私立医科大学協会
- 一般社団法人日本伸銅協会
- 一般社団法人日本繊維機械協会
- 一般社団法人日本染色協会
- 一般社団法人日本船舶電装協会
- 一般社団法人日本倉庫協会
- 一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
- 一般社団法人日本造船工業会
- 一般社団法人日本測量機器工業会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 一般社団法人日本ダイカスト協会
- 一般社団法人日本大ダム会議
- 一般社団法人日本鍛圧機械工業会
- 一般社団法人日本鍛造協会
- 一般社団法人日本タンナーズ協会
- 一般社団法人日本チタン協会
- 一般社団法人日本中小型造船工業会
- 一般社団法人日本中小企業団体連盟
- 一般社団法人日本鋳造協会

- 一般社団法人日本鉄鋼連盟
- 一般社団法人日本鉄塔協会
- 一般社団法人日本鉄道車輌工業会
- 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
- 一般社団法人日本電化協会
- 一般社団法人日本電気協会
- 一般社団法人日本電気計測器工業会
- 一般社団法人日本電機工業会
- 一般社団法人日本電気制御機器工業会
- 一般社団法人日本電子回路工業会
- 一般社団法人日本電子デバイス産業協会
- 一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
- 一般社団法人日本 DIY・ホームセンター協会
- 一般社団法人日本銅センター
- 一般社団法人日本動力協会
- 一般社団法人日本道路建設業協会
- 一般社団法人日本時計協会
- 一般社団法人日本塗装工業会
- 一般社団法人日本鳶工業連合会
- 一般社団法人日本塗料工業会
- 一般社団法人日本内燃力発電設備協会
- 一般社団法人日本ねじ工業協会
- 一般社団法人日本農業機械工業会
- 一般社団法人日本配線システム工業会
- 一般社団法人日本配電制御システム工業会
- 一般社団法人日本舶用機関整備協会
- 一般社団法人日本歯車工業会
- 一般社団法人日本ばね工業会
- 一般社団法人日本バルブ工業会
- 一般社団法人日本パレット協会
- 一般社団法人日本半導体製造装置協会
- 一般社団法人日本皮革産業連合会
- 一般社団法人日本左官業組合連合会
- 一般社団法人日本非破壊検査工業会
- 一般社団法人日本病院会
- 一般社団法人日本表面処理機材工業会
- 一般社団法人日本ビルヂング協会連合会
- 一般社団法人日本フードサービス協会
- 一般社団法人日本フルードパワー工業会
- 一般社団法人日本分析機器工業会
- 一般社団法人日本粉体工業技術協会
- 一般社団法人日本ベアリング工業会

- 一般社団法人日本べつ甲協会
- 一般社団法人日本ボイラ協会
- 一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
- 一般社団法人日本防衛装備工業会
- 一般社団法人日本貿易会
- 一般社団法人日本望遠鏡工業会
- 一般社団法人日本芳香族工業会
- 一般社団法人日本縫製機械工業会
- 一般社団法人日本包装機械工業会
- 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
- 一般社団法人日本保温保冷工業協会
- 一般社団法人日本マリン事業協会
- 一般社団法人日本民営鉄道協会
- 一般社団法人日本綿花協会
- 一般社団法人日本木工機械工業会
- 一般社団法人日本溶接容器工業会
- 一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
- 一般社団法人日本猟用資材工業会
- 一般社団法人日本旅客船協会
- 一般社団法人日本臨床検査薬協会
- 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
- 一般社団法人日本冷凍空調工業会
- 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
- 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタ ント会
- 一般社団法人日本ロボット工業会
- 一般社団法人日本綿業倶楽部
- 一般社団法人農業電化協会
- 一般社団法人ビジネス機械・情報システム 産業協会
- 一般社団法人不動産協会
- 一般社団法人プラスチック循環利用協会
- 一般社団法人プレハブ建築協会
- 一般社団法人林業機械化協会
- 印刷インキ工業連合会
- 印刷工業会
- ウレタン原料工業会
- ウレタンフォーム工業会
- 塩ビ工業・環境協会
- 欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
- 押出発泡ポリスチレン工業会
- 化成品工業協会
- 可塑剤工業会

硝子繊維協会 関西化学工業協会 吸水性樹脂工業会 協同組合資材連 協同組合日本製パン製菓機械工業会 クロロカーボン衛生協会 研削砥石工業会 建設業労働災害防止協会 建設廃棄物協同組合 建設労務安全研究会 公益財団法人油空圧機器技術振興財団 公益財団法人安全衛生技術試験協会 公益財団法人NSKメカトロニクス技術高 度化財団 公益財団法人工作機械技術振興財団 公益財団法人産業医学振興財団 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会 公益社団法人インテリア産業協会 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 公益社団法人産業安全技術協会 公益社団法人自動車技術会 公益社団法人全国解体工事業団体連合会 公益社団法人全国産業資源循環連合会 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 公益社団法人全国労働衛生団体連合会 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 公益社団法人全日本トラック協会 公益社団法人日本サイン協会 公益社団法人全日本病院協会 公益社団法人全日本不動産協会 公益社団法人日本医師会 公益社団法人日本煙火協会 公益社団法人日本化学会 環境・安全推進 委員会 公益社団法人日本建築家協会 公益社団法人日本建築士会連合会 公益社団法人日本作業環境測定協会 公益社団法人日本歯科医師会 公益社団法人日本歯科技工士会 公益社団法人日本精神科病院協会 公益社団法人日本セラミックス協会 公益社団法人日本洗浄技能開発協会 公益社団法人日本電気技術者協会

公益社団法人日本プラントメンテナンス協 公益社団法人日本保安用品協会 公益社団法人日本ボウリング場協会 公益社団法人日本木材保存協会 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 公益社団法人有機合成化学協会 合成ゴム工業会 合成樹脂工業協会 高発泡ポリエチレン工業会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 コンクリート用化学混和剤協会 酢ビ・ポバール工業会 写真感光材料工業会 触媒工業協会 触媒資源化協会 ステンレス協会 石油化学工業協会 石油連盟 日本高温断熱ウール工業会 全国仮設安全事業協同組合 一般社団法人 全国ガラス外装クリーニン グ協会連合会 全国機械用刃物研磨工業協同組合 全国グラビア協同組合連合会 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 全国建設業協同組合連合会 全国興行生活衛生同業組合連合会 全国自動ドア協会 全国社会保険労務士会連合会 全国商工会連合会 全国醸造機器工業組合 全国製菓機器商工協同組合 全国製菓厨房機器原材料協同組合 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国段ボール工業組合連合会 全国段ボール工業組合連合会 全国中小企業団体中央会 全国伝動機工業協同組合 全国土壤改良資材協議会 全国トラックターミナル協会 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 全国ミシン商工業協同組合連合会

全国鍍金工業組合連合会

全日本印刷工業組合連合会

全日本紙製品工業組合

全日本革靴工業協同組合連合会

全日本光沢化工紙協同組合連合会

全日本シール印刷協同組合連合会

全日本紙器段ボール箱工業組合連合会

全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合

連合会

全日本製本工業組合連合会

全日本電気工事業工業組合連合会

全日本爬虫類皮革産業協同組合

全日本プラスチック製品工業連合会

全日本木工機械商業組合

ダイヤモンド工業協会

中央労働災害防止協会

電機・電子・情報通信産業経営者連盟

電気硝子工業会

電気事業連合会

電線工業経営者連盟

天然ガス鉱業会

独立行政法人労働者健康安全機構

トラクター懇話会

奈良県毛皮革協同組合連合会

ニッケル協会東京事務所

日本圧力計温度計工業会

日本医薬品添加剤協会

日本エアゾルへアーラッカー工業組合

日本ABS樹脂工業会

日本 LP ガス協会

日本オートケミカル工業会

日本オートケミカル工業会

日本界面活性剤工業会

日本化学繊維協会

日本ガスメーター工業会

日本ガソリン計量機工業会

日本家庭用殺虫剤工業会

日本家庭用洗浄剤工業会

日本火薬工業会

日本硝子計量器工業協同組合

日本ガラスびん協会

日本革類卸売事業協同組合

日本機械工具工業会

日本機械鋸・刃物工業会

日本靴工業会

日本グラフィックコミュニケーションズエ

業組合連合会

日本化粧品工業連合会

日本建築仕上学会

日本建築仕上材工業会

日本顕微鏡工業会

日本高圧ガス容器バルブ工業会

日本光学工業協会

日本光学測定機工業会

日本鉱業協会

日本工業塗装協同組合連合会

日本工作機械販売協会

日本合板工業組合連合会

日本香料工業会

日本ゴム履物協会

日本酸化チタン工業会

日本産業洗浄協議会

日本試験機工業会

日本室内装飾事業協同組合連合会

日本自動車輸入組合

日本自動販売機保安整備協会

日本酒造組合中央会

日本商工会議所

日本真空工業会

日本吹出口工業会

日本スチレン工業会

日本製缶協会

日本製紙連合会

日本精密機械工業会

日本精密測定機器工業会

日本製薬団体連合会

日本石鹸洗剤工業会

日本石鹸洗剤工業組合

日本接着剤工業会

日本ゼラチン・コラーゲン工業組合

日本繊維板工業会

日本ソーダ工業会

日本暖房機器工業会

日本チエーン工業会

日本チェーンストア協会

一般社団法人日本鋳鍛鋼会

日本陶磁器工業協同組合連合会

日本内航海運組合総連合会

日本内燃機関連合会

日本難燃剤協会

日本パーマネントウェーブ液工業組合

日本バーミキュライト工業会

日本歯磨工業会

日本ビニル工業会

日本肥料アンモニア協会

日本フォーム印刷工業連合会

日本フォームスチレン工業組合

日本弗素樹脂工業会

日本部品供給装置工業会

日本プラスチック機械工業会

日本プラスチック工業連盟

日本フルオロカーボン協会

日本へアカラー工業会

日本PETフィルム工業会

一般社団法人日本ボイラー・圧力容器工業

組合

日本防疫殺虫剤協会

日本紡績協会

日本ポリオレフィンフィルム工業組合

日本無機薬品協会

一般社団法人日本メンテナンス工業会

日本木材防腐工業組合

日本有機過酸化物工業会

日本輸入化粧品協会

一般社団法人日本窯業外装材協会

日本溶剤リサイクル工業会

日本羊毛産業協会

日本浴用剤工業会

農薬工業会

発泡スチロール協会

光触媒工業会

普通鋼電炉工業会

一般社団法人 米国医療機器・IVD 工業会

ポリカーボネート樹脂技術研究会

モノレール工業協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

硫酸協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

ロックウール工業会

一般財団法人食品産業センター

一般社団法人日本食品添加物協会

カーボンブラック協会

一般社団法人産業環境管理協会

一般社団法人セメント協会

一般社団法人 JATI 協会

一般社団法人日本科学飼料協会

一般社団法人日本防水材料協会

FRP 防水材工業会

合成高分子ルーフィング工業会

日本ウレタン建材工業会

一般社団法人建築防水安全品質協議会

日本塗り床工業会

エンプラ技術連合会

協同組合日本飼料工業会

日本パウダーコーティング協同組合

せんい強化セメント板協会

一般社団法人石膏ボード工業会

一般社団法人 ALC 協会

インテリアフロア工業会

一般社団法人日本溶接協会

一般社団法人日本溶接材料工業会

日本珪藻土日用雑貨製造協会

日本小売業協会

公益社団法人日本通信販売協会

オール日本スーパーマーケット協会

一般社団法人日本スーパーマーケット協会

一般社団法人日本ショッピングセンター協

슺

一般社団法人日本百貨店協会

一般社団法人日本リユース業協会

一般社団法人セーファーインターネット協

숲

一般社団法人 EC ネットワーク

オンラインマーケットプレイス協議会

珪藻土活用推進全国協議会

一般社団法人 日本アスベスト調査診断協

会

一般社団法人 日本環境測定分析協会

一般社団法人 日本繊維状物質研究協会

一般社団法人 日本舶用工業会

全国アスベスト適正処理協議会

日本労働組合総連合会 全国建設労働組合総連合

別添

基 発 0224第 1 号 令和 4 年 2 月 24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号。以下「改正政令」という。)及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第25号。以下「改正省令」という。)については、令和4年2月24日に公布され、令和5年4月1日から施行(一部令和6年4月1日から施行)することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月19日公表)を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)について、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

- 1 改正政令関係
- (1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の 拡大(令第9条の3関係)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第31条の2の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第57条の2の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。

(2)職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大(令第19条関係) 法第60条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う 業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業(うま味調味料製造業 及び動植物油脂製造業を除く。)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を追加したこと。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加(令別表第9関係)

法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示(ラベル表示)、法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知(安全データシート(SDS)の交付)及び法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメントの実施等)を行わなければならない化学物質等として、令別表第9に234物質を追加したこと。

(4) その他

その他所要の改正を行ったものであること。

(5) 施行期日(改正政令附則第1項関係)

改正政令は、令和5年4月1日((3)については令和6年4月1日)から施行することとしたこと。

- (6) 経過措置関係(改正政令附則第2項関係)
 - ア (1)により新たに令第9条の3に追加された設備に係る法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、改正政令の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととすること。
 - イ (3) により令別表第9に追加された物について、改正政令の施行の日において 現に存するものについては、法第57条第1項の表示の規定は、令和7年3月31日ま での間、適用しないこととすること。

2 改正省令関係

(1)表示及び通知対象物の裾切り値の設定(安衛則別表第2関係)

1の(3)により新たに令別表第9に追加された234物質の裾切り値(製剤等について、当該物質の含有量がその値未満の場合に法第57条第1項の表示及び法第57条の2 第1項の通知の対象とならない値)を定めたこと。

(2) その他

その他所要の規定の整備を行ったものであること。

(3) 施行期日(改正省令附則関係)

改正省令は、令和5年4月1日((1)については令和6年4月1日)から施行することとしたこと。

第3 細部事項

- 1 改正政令関係
- (1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大について(法第31条の2、令第9条の3関係)
 - ア 化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業に係る仕事における労働 災害を防止するため、化学物質の譲渡・提供時に通知される危険性・有害性情報等 が当該仕事の請負人にも伝達されるよう、法第57条の2第1項に規定する通知対象 物を製造し、又は取り扱う設備を、対象設備として新たに規定し、対象設備の範囲 を拡大したものであること。
 - イ 「附属設備」とは、従前、平成18年2月24日付け基発第0224003号「労働安全衛生 法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について」の記のⅡ第2 の2(1)エにより示したとおりであること。
 - ウ なお、法第31条の2の対象となる設備は、設備ごとに、その適否が判断されるものである。例えば、解体等を予定している区画において、危険有害性のある化学物質を製造等する設備が複数存在した場合に、法第31条の2の対象となる設備は、請負人が解体等工事を請け負う設備及び当該設備の附属設備に限られ、同じ区画にあるというだけで、予定している解体等工事に一切関わりの無い設備や附属設備まで法第31条の2に基づく措置を講ずる必要は無いことに留意すること。なお、対象設備について、同一生産ライン上にある設備であっても、別区画の遮蔽された設備であれば同様に考えること。
- (2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大について(法第60条、令第19 条関係)

「食料品製造業(うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」については、近年の化学物質による労働災害の発生状況を鑑み、新たに職長等に対する安全衛生教育の対象としたこと。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加等について(法第57条第1項、法第 57条の2第1項、令別表第9関係)

改正政令による令別表第9への追加対象物質は、令和2年度までに国がGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のいずれかの有害性クラスで区分1相当の有害性を有する物質(既に令別表第9に規定されている物を除く。)を選定したものであること。

- ア 令別表第9に追加される物質の留意事項
 - 改正政令で令別表第9に追加される対象物の範囲についての留意事項は以下のと おりであること。
 - (ア) ダイオキシン類(別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。)(改正 政令による改正後の令別表第9(以下「新令別表第9」という。)第333号の2) ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものであるが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第3第1号「第一類物質」の「3塩素化ビフエニル(別名PCB)」に該当し、既に名称等を表示及び通知すべき化学物質であることから、当該物質を「別表第3第1号3に掲げる物に該当するもの」として令別表第9の追加対象から除外したものであること。
- イ 令別表第9から削除等される物質の留意事項

今般の改正に伴い、追加対象物質に包含される等の理由により、以下の物質が令別表第9から削除されるが、これらの物質は引き続きラベル表示及びSDS交付の対象物質であることに留意すること。

- (ア) ー・ー'ージメチル―四・四'ービピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)(改正政令による改正前の令別表第9(以下「旧令別表第9」という。)第 296号)及びー・ー'ージメチル―四・四'ービピリジニウムニメタンスルホン酸塩(同表第297号)
 - ー・ー'ージメチル―四・四'ービピリジニウム塩(新令別表第9第296号)に包含されることから削除したものであること。
- (イ) 二・三・七・八一テトラクロロジベンゾーー・四一ジオキシン (旧令別表第9 第362号)

ダイオキシン類(別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。) (新令別表第9第333号の2) に包含されることから削除したものであること。

- (ウ) ヒドラジン (旧令別表第9第459号) 及びヒドラジン一水和物 (同表第460号) ヒドラジン及びその一水和物 (新令別表第9第459号) に統合したものであること。
- (エ) りん酸トリ (オルトートリル) (旧令別表第9第625号)

りん酸トリトリル(新令別表第9第626号の3)に包含されることから削除した ものであること。

また、一・四・五・六・七・八・八一へプタクロロ一二・三一エポキシ一二・三・三 a・四・七・七 a 一へキサヒドロ一四・七一メタノ一一H一インデン(別名へプタクロルエポキシド)(新令別表第9第524号)は、旧令別表第9同号の物質をより適正な名称に修正したものであり、対象物質の範囲に変更はないこと。

今般の改正に伴い、234物質が令別表第9に追加されるが、上記のとおり追加対象物質に包含される等の理由により削除される物質もあるため、改正後の表示及び通知対

象物の数は903物質(令別表第3第1号の7物質を含む。)となること。

2 改正省令関係

(1)表示及び通知対象物の裾切り値の設定について(安衛則別表第2関係)

改正政令により新たに令別表第9に追加された234物質の裾切り値は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について(化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係)」の記の第3の2(2)の考え方により設定されているものであること。これら対象物の裾切り値とCAS登録番号の一覧は、別紙のとおりであり、この一覧は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページ(https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)にて公開していること。

また、従前から表示及び通知対象物であった物質の一部について、令別表第9における物質の名称との関係を明確にする観点から、安衛則別表第2における名称を変更したところであるが、これらの対象物の範囲及び裾切り値に変更はないこと。

第4 関係通達の改正

ラベル表示及びSDS交付の義務対象から除外される法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」の範囲を明確化するため、平成27年8月3日付け基発0803第2号の記の第3の1(2)を次のとおり改める。

- (2) 法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれるものであること。
 - ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
 - イ 農薬取締法 (昭和23年法律第125号) に定められている農薬
 - ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は 粒状にならない製品
 - エ 表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
 - オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

カ 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡又は提供されているものであっても、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

別紙

労働安全衛生法施行令別表第9に追加する234物質及びその裾切値一覧

※ 裾切値は、含有量がその値未満の場合に労働安全衛生法第57条の表示・第57条の2の通知の義務対象とならない値である。

※ CAS登録番号 (CAS RN) は参考として示したものである。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS登録番号が割り振られることがあるが、対象物質の当否の判断は物質名で行う。

があるが、対象物質の当否の判断は物質名で行う。				F-11
名称	CAS RN	表示裾切値 (重量%)	通知裾切値 (重量%)	備考
アクリル酸 2 ― (ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2	1	0.1	,
アザチオプリン	446-86-6	0.1	0.1	
アセタゾラミド(別名アセタゾールアミド)	59-66-5	0.3	0.1	
アセトンチオセミカルバゾン	1752-30-3	1	1	
アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物	25214-70-4	0.1	0.1	
アフラトキシン	1402-68-2	0.1	0.1	
2 ―アミノエタンチオール(別名システアミン)	60-23-1	0.3	0.1	
N (2-アミノエチル) 2-アミノエタノール	111-41-1	0.2	0.1	
3 アミノ N エチルカルバゾール	132-32-1	0.1	0.1	
(S)―2―アミノ―3―[4―[ビス(2 <i>―</i> クロロエチル)アミノ] フェニル]プロパン酸(別名メルファラン)	148-82-3	0.1	0.1	
	51276-47-2,			×
2 ―アミノ―4 ― [ヒドロキシ(メチル)ホスホリル] ブタン酸及びそのア	77182-82-2 (アンモニ	0.3	0.1	
ンモニウム塩	ウム塩)			
3ーアミノー1ープロペン	107-11-9	1	1,	
4 — アミノ— 1 — ベータ— D — リボフラノシル — 1 , 3 , 5 — トリアジン — 2 (1 H) — オン	320-67-2	0.1	0.1	
4-アリルー1, 2-ジメトキシベンゼン	93-15-2	0.1	0.1	
17アルファーアセチルオキシー6ークロロープレグナー4,6一ジエン 3,20-ジオン	302-22-7	0.3	····	
アントラセン	120-12-7	0.1	0.1	-
イソシアン酸3,4一ジクロロフェニル	102-36-3	1		~
4, 4'イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	80-05-7	0.3		
イブプロフェン	15687-27-1	0.3		
ウラン	7440-61-1	0.1	0.1	
O─エチル─O─ (2 <i>─</i> イソプロポキシカルボニルフェニル) ─ N ─ イソ プロピルチオホスホルアミド (別名イソフェンホス)	25311-71-1	1	0.1	
O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	13194-48-4	0.1	0.1	
N―エチル―N―ニトロソ尿素	759-73-9	0.1	0.1	,
1 一エチルピロリジン 一2 一オン	2687-91-4	0.3		
5 ― エチル― 5 ― フェニルバルビツル酸(別名フェノバルビタール)	50-06-6	0.1		
S ― エチル = ヘキサヒドロ― 1 H ― アゼピン― 1 ― カルボチオアート (別名モリネート)	2212-67-1	0.3		-
(3 S , 4 R) — 3 — エチル — 4 — [(1 — メチル — 1 H — イミダ ゾール — 5 — イル) メチル] オキソラン — 2 — オン(別名ピロカルピン)	92-13-7	1	1	
O─エチル=S─1─メチルプロピル=(2─オキソ─3─チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	98886-44-3	0.3	0.1	
エチレングリコールジエチルエーテル(別名1, 2―ジエトキシエタン)	629-14-1	0.3	0.1	
N, N'エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	12427-38-2	0.3	0.1	
エフェドリン	299-42-3	0.3	0.1	
塩化アクリロイル	814-68-6	1	1	•
塩基性フタル酸鉛	57142-78-6	0.1	0.1	
1, 1'—オキシビス(2, 3, 4, 5, 6—ペンタブロモベンゼン) (別名デカブロモジフェニルエーテル)	1163-19-5	0.3	0.1	
オキシラン―2―カルボキサミド	5694-00-8	0.1	0.1	
オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	297-78-9	1	0.1	
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	0.3		異性体あり
///// L L//1—//VI—//V	132330-32-0	0.3	0.1	ナモニアトのソソ

オクタメチルピロホスホルアミド(別名シュラーダン)	152-16-9	1	1	
オクチルアミン(別名モノオクチルアミン)	111-86-4	1	1	
過酢酸	79-21-0	1	1	
世界	73-21-0	<u> </u>	<u></u>	
キノリン及びその塩酸塩	91-22-5, 530-64-3(塩酸塩)	0.1	0.1	
2 ―クロロエタンスルホニル = クロリド	1622-32-8	1	1	
N-(2-クロロエチル)-N'-シクロヘキシル-N-ニトロソ尿素	13010-47-4	0.1	0.1	,
N— (2—クロロエチル) — N—ニトロソ— N'— [(2 R, 3 R, 4 S, 5 R) — 3, 4, 5, 6 — テトラヒドロキシ— 1 — オキソヘキ サン— 2 — イル] 尿素	54749-90-5	0.1	0.1	
N — (2 —クロロエチル) — N'— (4 — メチルシクロヘキシル) — N — ニトロソ尿素	13909-09-6	0.1	0.1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2 ―クロロ―N―(エトキシメチル)―N―(2 ―エチル―6 ―メチルフェニル)アセトアミド	34256-82-1	0.1	0.1	,
クロロぎ酸エチル(別名クロロ炭酸エチル)	541-41-3	1	1	
3 ―クロロ― N ― (3 ―クロロ― 5 ―トリフルオロメチル― 2 ―ピリジル) ―アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ― 2 , 6 ―ジニトロ―パラ―トルイジン (別名フルアジナム)		0.3	0.1	
クロロ炭酸フェニルエステル	1885-14-9	1	1	
1 ― クロロ― 4 ― (トリクロロメチル) ベンゼン	5216-25-1	0.1	0.1	
クロロトリフルオロエタン(別名HCFC―133)	75-88-7	0.3	0.1	
2-700ニトロベンゼン	88-73-3	0.1	0.1	
3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)	111988-49-9	0.3	0.1	,
4— [4— (4—クロロフェニル) —4—ヒドロキシピペリジン—1—イル] —1— (4—フルオロフェニル) ブタン—1—オン (別名ハロペリドール)	52-86-8	0.3	0.1	
3 クロロ 1 , 2 プロパンジオール	96-24-2	0.3	0.1	
1 ― クロロ― 2 ― メチル― 1 ― プロペン(別名 1 ― クロロイソブチレン)	513-37-1	1	0.1	
コレカルシフェロール (別名ビタミンD3)	67-97-0	0.3	0.1	
酢酸マンガン(Ⅱ)	638-38-0	0.3	0.1	
三塩化ほう素	10294-34-5	0.3	0.1	
ジアセトキシプロペン	869-29-4	1	1	
(SP-4-2) ―ジアンミンジクロリド白金 (別名シスプラチン)	15663-27-1	0.1	0.1	3
ジイソブチルアミン	110-96-3	1	1	·
2, 3:4,5-ジ-0-イソプロピリデン-1-0-スルファモイル -ベータ-D-フルクトピラノース	97240-79-4	0.3	0.1	-
ジイソプロピル―S― (エチルスルフィニルメチル) ―ジチオホスフェイト	5827-05-4	. 1	1	-
N, N-ジエチル亜硝酸アミド	55-18-5	0.1	0.1	
ジエチルー 4 一クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	786-19-6	1	0.1	
ジエチル―1― (2', 4'―ジクロルフェニル) ―2 ―クロルビニルホスフェイト	470-90-6	1	1	
ジエチルー (1,3-ジチオシクロペンチリデン) ―チオホスホルアミド	333-29-9	1	1	
ジエチルスチルベストロール(別名スチルベストロール)	56-53-1	0.1	0.1	
ジエチルホスホロクロリドチオネート	2524-04-1	1	1	
ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルカルビトール)	111-77-3	0.3	0.1	
2 — (1, 3 — ジオキソラン — 2 — イル) — フェニル — N — メチルカル バメート	6988-21-2	0.3	0.1	
シクロスポリン	79217-60-0	0.1	0.1	
シクロヘキシミド	66-81-9	0.3	0.1	
シクロホスファミド及びその一水和物	50-18-0, 6055-19-2 (一水和 物)	0.1	0.1	
2, 4―ジクロルフェニル4'―ニトロフェニルエーテル(別名NIP)	1836-75-5	0.3	0.1	
4 , 4'(2 , 2 ジクロロエタン 1 , 1 ジイル) ジ (クロロベンゼン)	72-54-8	0.1	0.1	

S*カロロエエリ ナリ フ・リ	1111 01 1	1 41	1
ジクロロエチルホルマール 4	111-91-1	1	Τ
4 , 4 — (2 , 2 — 9 0 dd 1 7) — 1 , 1 — 9 1 ル) 9 (9 dd 7) ゼン)	72-55-9	0.1	0.1
1, 4-ジクロロー2-ニトロベンゼン	89-61-2	0.1	0.1
2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3	0.1	0.1
2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)	-		
一2一(4一二トロフェニル)エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニ	56-75-7	0.1	0.1
コール)	30,3,		3
(RS) -3 - (3, 5 - ジクロロフェニル) -5 - メチル -5 - ビ	50471-44-8	0.3	0.1
ニルー1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン(別名ビンクロゾリン)	001,2110	"	0
3 一 (3, 4 一ジクロロフェニル) ―1 ―メトキシ―1 ―メチル尿素			
(別名リニュロン)	330-55-2	0.3	0.1
(RS) -2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名ジ		<u> </u>	
(R3) - 2- (2, 4-シケロロフェノキン) ノロビバン酸 (別名シー ケロルプロップ)	120-36-5	0.3	0.1
プロルプロップ) プシアノメタン(別名マロノニトリル)	100 77 3	1.	1
シンアフメダフ(か)名マロノートリル) ジナトリウム=4ーアミノー3ー [4'ー(2,4一ジアミノフェニルア	109-77-3	 	
l · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
ゾ)一1,1'一ビフェニル―4―イルアゾ]―5―ヒドロキシ―6―	1937-37-7	0.1	0.1
フェニルアゾー2,7一ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブ			
ラック38)			
2, 6 ― ジニトロトルエン	606-20-2	0.1	0.1
2, 4―ジニトロフェノール	51-28-5	1	0.1
2,4-ジニトロー6ー(1-メチルプロピル)-フェノール	88-85-7	1	0.1
ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)	77-77-0	1	1
2 ―ジフェニルアセチル―1, 3 ―インダンジオン	82-66-6	1	1
5, 5-ジフェニル2, 4イミダゾリジンジオン	57-41-0	0.1	0.1
ジプロピルー 4 ―メチルチオフェニルホスフェイト	7292-16-2	1	1
ジベンゾ [a, j] アクリジン	224-42-0	0,1	0.1
ジベンゾ [a, h] アントラセン(別名1,2:5,6―ジベンゾアン	53-70-3	0.1	0.1
トラセン)	33-70 3	0,1	0.1
(4一[[4一(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン]シ		:	
クロヘキサー 2 , 5 ジエン 1 イリデン)(ジメチル)アンモニウム	569-64-2	0.1	0.1
=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)			.'
N, N-ジメチルエチルアミン	598-56-1	1	1
3, 7―ジメチルキサンチン(別名テオブロミン)	83-67-0	0.3	0.1
N, N―ジメチルチオカルバミン酸S―4―フェノキシブチル(別名フェノ	C20F0 22 2	0.3	0.1
チオカルブ)	62850-32-2	0.3	0.1
O, O-ジメチル-チオホスホリル=クロリド	2524-03-0	1	1
1, 1'ジメチル4, 4'ビピリジニウム塩	4685-14-7	1	0.1 * 1
(1R, 3R) -2, 2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロ			
ペニル)シクロプロパンカルボン酸(5フェニルメチル3フラニル)メ	28434-01-7	0.3	0.1
チル	20-15:1 01 /	0.5	0.1
1, 2-ジメトキシエタン	110-71-4	0.3	0.1
1, 2 クバインエック 十三酸化八ほう素ニナトリウム四水和物	12280-03-4	0.3	0.1
1 一般に入るり来二ノーシックなE3人が自物 硝酸リチウム	7790-69-4	0.3	0.1
1月酸リアウム L―セリル― L―バリル― L―セリル― L―グルタミル― L―イソロイシ	//90-05-4	0,3	0.1
•	·		
ルー Lーグルタミニルー L―ロイシルー L―メチオニルー L―ヒスチジル			
ー L ー アスパラギニルー L ー ロイシルグリシルー L ー リシルー L ー ヒスチ			
ジルー レーロイシルー レーアスパラギニルー レーセリルー レーメチオニル	F2222 67 4		
ー L ーグルタミルー L ーアルギニルー L ーバリルー L ーグルタミルー L	52232-67-4	0.1	0.1
ートリプトフィルー L ―ロイシルー L ―アルギニルー L ―リシルー L ―リシ			
ルー L ―ロイシルー L ―グルタミニル― L ―アスパルチル― L ―バリル―			
L―ヒスチジル― L―アスパラギニル― L―フェニルアラニン (別名テリパ			
ラチド)			
ダイオキシン類(塩素化ビフェニル(別名PCB)に該当するものを除		0.3	0.1 * 2
⟨。⟩			0.1 2
3—(4—ターシャリ—ブチルフェニル)—2—メチルプロパナール	80-54-6	0.3	0.1
炭酸リチウム	554-13-2	0.3	0.1
2 — (1, 3 — チアゾール — 4 — イル) — 1 H — ベンゾイミダゾール	148-79-8	0.3	0.1
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

2 — チオキソ — 3 , 5 — ジメチルテトラヒドロ — 2 H — 1 , 3 , 5 — チ	
	.1
アジアジン (別名ダゾメット)	
チオりん酸〇,〇一ジエチル一〇一(2一ピラジニル)(別名チオナジ 297-97-2 1	1
2)	
	.1
1, 2, 3, 4一テトラクロロベンゼン 634-66-2 0.3 0	.1
2, 3, 5, 6—テトラフルオロ—4—メチルベンジル=(Z)—3—	
	4
(2-クロロー3, 3, 3-トリフルオロー1ープロペニル) -2, 2 79538-32-2 1	1
一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)	
テトラメチル尿素 632-22-4 0.3 0	.1
(1'Sートランス) -7-クロロー2', 4, 6ートリメトキシー6'-	
	.1
ン] 一3, 4'一ジオン (別名グリセオフルビン)	
	.1
	.1
	.1
2, 2, 2-トリクロロー1, 1-エタンジオール (別名抱水クロラー 202, 17, 2	**
$\begin{vmatrix} 2 & 2 & 2 & 3 & 3 & 3 & 3 & 3 & 3 & 3 &$.1
トリクロロ (フェニル) シラン 98-13-5 1	1
	.1
トリブチルアミン 102-82-9 1	· 1 1 異性体あり
2, 4, 6―トリメチルアニリン (別名メシジン) 88-05-1 1	1 共任体のリ
	.1
	.1
5-[(3, 4, 5トリメトキシフェニル) メチル] ピリミジン-2, 738-70-5 0.3 0	.1
4-3/E>	
	.1
ナフタレン―1 , 4―ジオン 130-15-4 1	1
541-09-3,	
	.1
物)	
	.1
	.1
	.1
1-ニトロピレン 5522-43-0 0.1 0	11
1 (4 - ニトロフェニル) - 3 - (3 - ピリジルメチル) ウレア 53558-25-1 1	
1	1
	1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0	1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0	1 1 1
発煙硫酸8014-95-70.10パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)62-44-20.10パラークロローアルファ, アルファートリフルオロトルエン98-56-60.10	1 1 1
発煙硫酸8014-95-70.10パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)62-44-20.10パラークロローアルファ, アルファートリフルオロトルエン98-56-60.10パラークロロトルエン106-43-40.30	1 1 1 1 1
発煙硫酸8014-95-70.10パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)62-44-20.10パラークロローアルファ, アルファートリフルオロトルエン98-56-60.10パラークロロトルエン106-43-40.30	1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸8014-95-70.10パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)62-44-20.10パラークロローアルファ, アルファートリフルオロトルエン98-56-60.10パラークロロトルエン106-43-40.30パラーターシャリーブチル安息香酸98-73-70.30パラーニトロ安息香酸62-23-70.30	1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸8014-95-70.10パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)62-44-20.10パラークロローアルファ, アルファートリフルオロトルエン98-56-60.10パラークロロトルエン106-43-40.30パラーターシャリーブチル安息香酸98-73-70.30パラーエトロ安息香酸62-23-70.30パラーメトキシニトロペンゼン100-17-40.10	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ, アルファ, アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 2, 2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4- [ピス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ーゼオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4-[ビス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2ークロロエチル)ー2ーナフチルアミン 494-03-1 0.1 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーエトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4ー [ビス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2ークロロエチル)ー 2ーナフチルアミン 494-03-1 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ー Nーニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーストロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ーゼオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4ー [ビス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2ークロロエチル)ー2ーナフチルアミン 494-03-1 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ーNーニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0 ピス(2ークロロエチル)メチルアミン(別名HN2) 51-75-2 0.1 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 のパラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 のパラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 0 のパラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 の パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 の パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 0 パラーエトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 0 パラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーエトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2、2'ーゼオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4ー [ピス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ー2ーナフチルアミン 494-03-1 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ーNーニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0 ビス(2ークロロエチル)メチルアミン(別名HN2) 51-75-2 0.1 0 ピス(3、4ージクロロフェニル)ジアゼン 14047-09-7 0.1 0 2、2ーピス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージプロモフェニル)プロパン 79-94-7 0.1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーエトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロベンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 0 4 - [4 - [ビス(2 ークロロエチル)アミノ]フェニル]ブタン酸 305-03-3 0.1 0 0 N、Nービス(2 ークロロエチル)アミノ]フェニル]ブタン酸 305-03-3 0.1 0 0 N、N'ービス(2 ークロロエチル)ー Nーニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0 0 でス(2 ークロロエチル)メチルアミン(別名HN2) 51-75-2 0.1 0 0 でス(3、4 ージクロロフェニル)ジアゼン 14047-09-7 0.1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4ー [ビス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2ークロロエチル)アミノ フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ー2ーナフチルアミン 494-03-1 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ーNーニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0 ビス(2ークロロエチル)メチルアミン(別名HN2) 51-75-2 0.1 0 ビス(3、4ージクロロフェニル)ジアゼン 14047-09-7 0.1 0 2、2・ビス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・3・3・3ービス(4ーヒドロキシフェニル)ー1、3ージヒドロイソベンゾフランー1ーオン(別名フェノールフタレイン) 77-09-8 0.3 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラートロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4 [4 - [ビス(2 - クロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2 - クロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、N'ービス(2 - クロロエチル) ー 2 - ナフチルアミン 494-03-1 0.1 0 N、N'ービス(2 - クロロエチル) ー N - ニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0 ビス(2 - クロロエチル) メチルアミン(別名 H N 2) 51-75-2 0.1 0 ビス(3、4 - ジクロロフェニル) ジアゼン 14047-09-7 0.1 0 フ・ス・ス・イー・ハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル) プロパ フ・ター94-7 0.1 0 フ・ス・ス・イー・ハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル) プロパ フ・ター94-7 0.1 0 フ・ス・ス・ス・イーといコ・シェナルアミノ) エチルアミノ] ー 1、4 - アントラキノンジオール = 「塩酸塩 51・カー・ス・パーター・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発煙硫酸 8014-95-7 0.1 0 パラーエトキシアセトアニリド(別名フェナセチン) 62-44-2 0.1 0 パラークロローアルファ、アルファ、アルファートリフルオロトルエン 98-56-6 0.1 0 パラークロロトルエン 106-43-4 0.3 0 パラーターシャリーブチル安息香酸 98-73-7 0.3 0 パラーニトロ安息香酸 62-23-7 0.3 0 パラーメトキシニトロペンゼン 100-17-4 0.1 0 2、2'ービオキシラン 1464-53-5 0.1 0 4ー [4ー [ビス(2ークロロエチル)アミノ] フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、Nービス(2ークロロエチル)アミノ フェニル] ブタン酸 305-03-3 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ー2ーナフチルアミン 494-03-1 0.1 0 N、N'ービス(2ークロロエチル)ーNーニトロソ尿素 154-93-8 0.1 0 ビス(2ークロロエチル)メチルアミン(別名HN2) 51-75-2 0.1 0 ビス(3、4ージクロロフェニル)ジアゼン 14047-09-7 0.1 0 2、2・ビス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・2・2ービス(4'ーハイドロキシー3'、5'ージブロモフェニル)プロパ フ・3・3・3ービス(4ーヒドロキシフェニル)ー1、3ージヒドロイソベンゾフランー1ーオン(別名フェノールフタレイン) 77-09-8 0.3 0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

2 ― ヒドロキシアセトニトリル	107-16-4	1	1	1
3ーヒドロキシー1, 3, 5 (10) ーエストラトリエンー17ーオン		_		
(別名エストロン)	53-16-7	0.1	0.1	
8一とドロキシキノリン (別名8一キノリノール)	148-24-3	0.3	0.1	
(5S, 5aR, 8aR, 9R) ―9― (4―ヒドロキシ―3, 5―ジメトキシフェニル) ―8―オキソ―5, 5a, 6, 8, 8a, 9―ヘキサヒドロフロ [3', 4': 6, 7] ナフト [2, 3―d] [1, 3] ジオキソール―5―イル=4, 6―O― [(R) ―エチリデン] ―ベータ―D―グルコピラノシド(別名エトポシド)	33419-42-0	0.1	0.1	
(5S, 5aR, 8aR, 9R) — 9— (4—ヒドロキシ—3, 5—ジメトキシフェニル) — 8—オキソ—5, 5a, 6, 8, 8a, 9—ヘキサヒドロフロ [3', 4':6, 7] ナフト [2, 3—d] [1, 3] ジオキソール—5—イル=4, 6—O— [(R) —2—チェニルメチリデン] —ベータ—D—グルコピラノシド (別名テニポシド)	29767-20-2	0.1	0.1	
N (ヒドロキシメチル) アクリルアミド	924-42-5	0.3	0.1	
4 ―ビニルピリジン	100-43-6	1	0.1	
フィゾスチグミン(別名エセリン)	57-47-6	1	1	
フェニルアセトニトリル(別名シアン化ベンジル)	140-29-4	1	1	
2 — (フェニルパラクロルフェニルアセチル) — 1, 3 — インダンジオン	3691-35-8	0.3	0.1	
フタル酸ジイソブチル	84-69-5	0.3	0.1	
フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	0.3	0.1	
フタル酸ジヘキシル	84-75-3 (フタル酸ジヘキシル), 71850-09-4 (フタル酸ジイソヘキシル), 68515-50-4 (直鎖及び分枝)	0.3		異性体あり
フタル酸ジペンチル	131-18-0	0.3	0.1	異性体あり
フタル酸ノルマル一ブチル=ベンジル	85-68-7	0.3	0.1	
ブタン1, 4ジイル = ジメタンスルホナート	55-98-1	0.1	0.1	
ブチルイソシアネート	111-36-4	1	0.1	異性体あり
ブチルリチウム	109-72-8	0.3	0.1	異性体あり
#素エデン閃石		0.1	0.1	
5一フルオロウラシル	51-21-8	0.3	0.1	
プロパンニトリル(別名プロピオノニトリル)	107-12-0	0.3	0.1	
2一プロピル吉草酸	99-66-1	0.3	0.1	
N , N'プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合物 (別名プロピネブ)	12071-83-9	0.1	0.1	
ブロムアセトン	598-31-2	1	1	
ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	0.1	0.1	
ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4	. 0.3	0.1	異性体あり
ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド(別名クリスタルバイオレット)	548-62-9	0.1	0.1	
ペルフルオロ(オクタン―1―スルホン酸)(別名PFOS)	1763-23-1	0.3	0.1	
ペルフルオロノナン酸	375-95-1	0.3	0.1	異性体あり
ペンタカルボニル鉄	13463-40-6	1	1	
ほう酸アンモニウム	12007-89-5	0.3	0.1	
ポリ [グアニジン―N, N'―ジイルヘキサン―1, 6 ―ジイルイミノ(イミノメチレン)] 塩酸塩	27083-27-8	1	0.1	
メタクリル酸2一イソシアナトエチル	30674-80-7	1	1	
メタクリル酸2、3一工ポキシプロピル	106-91-2	0.1	0.1	
メタクリル酸クロリド	920-46-7	1	1	
メタクリル酸 2 一(ジエチルアミノ)エチル	105-16-8	0.3	0.1	
メタバナジン酸アンモニウム	7803-55-6	0.1	0.1	
メタンスルホニル=クロリド	124-63-0	1	1	
メタンスルホニル=クロット	558-25-8	1	1	
		1	<u>_</u>	
メチル=イソチオシアネート	556-61-6	1		
メチルイソプロペニルケトン	814-78-8		1	

メチル = カルボノクロリダート	79-22-1	1	1	
メチル = 3 クロロ 5 (4 , 6 ジメトキシ 2 ピリミジニルカル	/ J-ZZ-I	1	<u></u>	
· ·	100704 20 1		ا ۸	
バモイルスルファモイル) 1 メチルピラゾール 4 カルボキシラート	100/84-20-1	0.3	0.1	
(別名ハロスルフロンメチル)	144 54 7	 		
N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	144-54-7	0.3	0.1	
メチルーN', N'ージメチルーNー [(メチルカルバモイル) オキシ] ー	23135-22-0	1	0.1	
1 一チオオキサムイミデート(別名オキサミル)	604.63.5			
N-メチルーN-ニトロソ尿素	684-93-5	0.1	0.1	
NーメチルーN'ーニトローNーニトロソグアニジン	70-25-7	0.1	0.1	
3-(1-メチル-2-ピロリジニル)ピリジン硫酸塩(別名ニコチン	65-30-5	1	0.1	
硫酸塩)				
3 ―メチル―1 ― (プロパン―2 ―イル) ―1 H―ピラゾール―5 ―イ	119-38-0	1 1	1	
ル=ジメチルカルバマート				
メチルー(4ーブロムー2,5ージクロルフェニル)ーチオノベンゼンホス	21609-90-5	0.3	0.1	
ホネイト				
メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名カルベンダジ	10605-21-7	0.1	0.1	
Δ)	,		`	
メチルホスホン酸ジクロリド	676-97-1	1	1	
メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	0.1	0.1	
N-メチルホルムアミド	123-39-7	0.3	0.1	
2 ―メチル―1 ― [4 ― (メチルチオ)フェニル] ―2 ―モルホリノ―	71868-10-5	0.3	0.1	
1―プロパノン	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
7-メチル-3-メチレン-1, 6-オクタジエン	123-35-3	0.3	0.1	
4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	101-61-1	0.1	0.1	
メチレンビスチオシアネート	6317-18-6	1	0.1	
4, 4'メチレンビス(2メチルシクロヘキサンアミン)	6864-37-5	1	. 1	
メトキシ酢酸	625-45-6	0.3	0.1	
4-メトキシー7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピランー7-	484-20-8	0.1	0.1	
オン	107 20 0	0.1	0.1	
9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-	298-81-7	0.1	0.1	
オン				
4-メトキシベンゼン-1, 3-ジアミン硫酸塩	39156-41-7	0.1	0.1	
6-メルカプトプリン	50-44-2	0.1	0.1	
2-メルカプトベンゾチアゾール	149-30-4	0.1	0.1	
モノフルオール酢酸	144-49-0	1	1	
モノフルオール酢酸アミド	640-19-7	1	0.1	
モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	351-05-3	1	1	
四ナトリウム=6,6'[(3,3'-ジメトキシ[1,1'-ビフェニ				
ル] -4, 4'-ジイル) ビス(ジアゼニル)] ビス(4-アミノ-5-	2610-05-1	0.1	0.1	
ヒドロキシナフタレン―1, 3―ジスルホナート)				
四ナトリウム=6,6'[([1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジ		ŀ		
イル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン	2602-46-2	0.1	0.1	
一2, 7一ジスルホナート)	·	· .		
ラクトニトリル(別名アセトアルデヒドシアンヒドリン)	78-97-7	1	1	,
ラサロシド	11054-70-9	0.3	0.1	
リチウム=ビス(トリフルオロメタンスルホン)イミド	90076-65-6	0.3	0.1	
硫化カリウム	1312-73-8	1	1	
りん酸トリス(2―クロロエチル)	115-96-8	0.3	0.1	
りん酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	0.3	0.1	
りん酸トリトリル	1330-78-5	0.3	0.1	* 3
りん酸トリメチル	512-56-1	0.1	0.1	
リハハ日女「ハントエル	217-20-1	0,1	0.1	

^{* 1 1, 1&#}x27;—ジメチル—4, 4'—ビピリジニウム塩のうち、1, 1'—ジメチル—4, 4'—ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)及び1, 1'—ジメチル—4, 4'—ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%

^{* 2} ダイオキシン類のうち、労働安全衛生法施行令別表第3第1号第一類物質の「塩素化ビフェニル(別名PCB)」に該当する「コプラナーポリ塩化ビフェニル」を除いたもの。ダイオキシン類(塩素化ビフェニル(別名PCB)に該当するものを除く。)のうち、2,3,7,8一テトラクロロジベンゾー1,4一ジオキシンの裾切値は、現行規定どおり表示0.1%、通知0.1%

^{*3} りん酸トリトリルのうち、りん酸トリ(オルトートリル)の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%